

# 履修、試験及び留年等に関する規程

## 第1章 履修等

### (授業編成)

第1条 授業科目の履修年次及び内容等については、教員会の議を経て校長が決定し、年度毎に講義概要及び時間割を作成する。

2. 校長は、授業編成にあたり、学外委員を含めた「教育課程編成委員会」を設け、意見及び助言を得るものとする。

### (履修学期)

第2条 別表の学期配当別教育課程のとおりとする。

### (臨床実習履修条件)

第3条 臨床見学は、次のとおりとする。

(1) 作業療法学科昼間部は、第1学年履修授業科目の時間数の3分の2以上の出席及び定期試験を受験していなければならない

(2) 作業療法学科夜間部は、第2学年までの履修授業科目の時間数の3分の2以上の出席及び定期試験を受験していなければならない

2. 臨床評価実習は、次のとおりとする。

(1) 作業療法学科昼間部は、第2学年までの履修授業科目の単位を修得していなければならない

(2) 作業療法学科夜間部は、第3学年までの履修授業科目の単位を修得していなければならない

3. 総合臨床実習Ⅰ及びⅡは、次のとおりとする。

(1) 作業療法学科昼間部は、第3学年前期までの履修授業科目の単位を修得していなければならない

(2) 作業療法学科夜間部は、第4学年前期までの履修授業科目の単位を修得していなければならない

### (再履修)

第4条 単位の修得ができなかった授業科目の単位を修得しようとする場合には、所定の再履修申請書を、事務局に提出の上、校長の承認を得て再び履修しなければならない。ただし、提出期限は該当する授業科目の開講学期開始前日までとする。

### (授業時間)

第5条 授業時間は、次に掲げる表のとおりとする。

時 限	授業時間
第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
昼 休 み	12:10～13:00
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50
夜第1時限	18:10～19:40
夜第2時限	19:50～21:20

※1時限の授業時間は  
90分とする

(在学期間)

第 6 条 学則第 6 条により、作業療法学科昼間部の在学期間は 6 年、作業療法学科夜間部の在学期間は 8 年を超えることができない。ただし、休学期間は含まない。

(単位の認定及び成績評価)

第 7 条 学則第 15 条により、授業科目の単位の認定は、試験（論文等を含む）の成績及び平素の学習状況を総合評価して、合格した者に与える。

2. 成績評価は、優（100点から80点）、良（79点から70点）、可（69点から60点）及び不可（59点から0点）とし、可以上を合格とする。

3. 学則に定める授業科目の時間数の3分の2以上の出席がない場合には、定期試験の受験資格を失い単位の認定をしない。ただし、忌引（父母7日、子ども3日、兄弟姉妹3日、祖父母3日及び叔父叔母1日）及び学校保健安全法に定められた感染症等、校長がやむを得ないと認められた理由の欠席により、学則に定める授業科目の時間数の3分の2以上の出席に満たない場合には、授業科目毎に欠席分の補講を実施する。

4. 前項の規定にかかわらず、臨床実習は学則に定める時間数の5分の4以上の出席がない場合には、単位の認定をしない。

(欠席換算)

第 8 条 遅刻（授業開始後15分以内）及び早退（授業開始後75分以降）は、3回で欠席1回に換算する。

(入学前の既修得単位の認定等)

第 9 条 学則第 12 条により、入学前の既修得単位の認定を申請する場合には、所定の既修得単位認定申請書及び必要書類を、事務局に提出しなければならない。ただし、提出期限は入学年度の4月末日までとする。

(既修得単位授業科目聴講)

第 10 条 既修得単位授業科目の聴講を申請する場合には、所定の既修得単位授業科目聴講申請書を、事務局に提出の上、校長の承認を得なければならない。ただし、提出期限は該当する授業科目の開講学期開始前日までとする。

2. 聴講条件は、次のとおりとする。

(1) 聴講できる授業科目は、在学する学年のみとする

(2) 聴講する授業は、全て出席し定期試験も受験する

(3) 聴講の授業科目であるため、成績評価は変更されない

## 第 2 章 試験等

(定期試験)

第 11 条 定期試験の実施時期及び方法は、次のとおりとする。

(1) 年間編成の授業科目は、原則として学年末に実施する

(2) 学期ごとに完結する授業科目は、学期末に実施する

(3) 原則として筆記試験を実施するが、レポート等で定期試験に替えることができる

(追試験)

第 12 条 授業科目の必要出席時間数を充足した者が、病気及び災害等やむを得ない事情のため、定期試験を受験できなかった場合には、追試験を受けることができる。

2. 前項に規定する者は、追試験手続き日に欠席事由を記した追試験願を事務局に提出し、校長

の承認を得なければならない。ただし、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることがある。

3. 前項により追試験の承認を得た者は、1科目につき受験料3,000円を事務局に納入し、追試験受験手続きを行わなければならない。
4. 追試験は、定期試験後の次学期前までに実施するものとする。
5. 追試験の成績評価は、原則として80%評価とする。

#### (再試験)

**第13条** 授業科目の成績評価が不合格になった場合には、再試験を受けることができる。ただし、授業形態が実習、演習及び実技の授業科目は、原則として再試験を実施しない。

2. 前項に規定する者は、再試験手続き日に再試験願を事務局に提出し、校長の承認を得なければならない。
3. 前項により再試験の承認を得た者は、1科目につき受験料3,000円を事務局に納入し、再試験受験手続きを行わなければならない。
4. 再試験は、定期試験及び追試験後の次学期前までに実施するものとする。
5. 再試験合格者の成績評価は、60点とする。
6. 再試験該当授業科目数が、作業療法学科昼間部は5科目以上及び作業療法学科夜間部は4科目以上の場合には、再試験を受けることを認めず、該当授業科目全てを不合格とする。

#### (不正行為)

**第14条** 定期試験（中間試験及び小試験等含む）、追試験及び再試験において発見された場合には、学則第35条により戒告処分する。

#### (成績判定)

**第15条** 年間編成の授業科目は学年末、学期ごとに完結する授業科目は学期末に行う。

#### (成績通知)

**第16条** 原則として次学期初めに行う。

#### (卒業及び称号)

**第17条** 学則第17条により、作業療法学科昼間部は3年以上在学、作業療法学科夜間部は4年以上在学し、学則第16条により課程修了の認定を受けた者には、卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

2. 前項により卒業証書を授与された者は、作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

### **第3章 留年**

#### (留年)

**第18条** 作業療法学科昼間部は、次のとおりとする。

- (1) 第1学年在学中に、第1学年履修授業科目の単位未修得が3科目以上の場合には、第1学年に留年とする
- (2) 第2学年在学中に、第2学年までの履修授業科目の単位を修得していなければ、第2学年に留年とする

2. 作業療法学科夜間部は、次のとおりとする。

- (1) 第1学年在学中に、第1学年履修授業科目の単位未修得が3科目以上の場合には、第1学年に留年とする
- (2) 第2学年在学中に、第2学年までの履修授業科目の単位未修得が3科目以上の場合に

- は、第2学年に留年とする
- (3) 第3学年在学中に、第3学年までの履修授業科目の単位を修得していなければ、第3学年に留年とする

#### 第4章 学籍異動等

##### (退学)

第19条 学則第24条により、退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、校長に願い出、許可を受けなければならない。

##### (退学等の場合の授業料等の徴収)

第20条 学則第33条により、退学又は転学しようとする日の属する学期の授業料等は徴収する。

##### (休学)

第21条 学則第27条により、病気その他の理由によって1月以上修学することができない者は、病気の場合には医師の診断書、その他の理由の場合にはその理由を記して保証人連署の上、校長に願い出、許可を受けなければならない。

2. 休学の期間は、1年を超えることができない。

3. 休学の願い出については、原則として該当学期開始月までとする。

##### (休学期間中の授業料)

第22条 学則第32条により、休学期間中は、授業料を2分の1徴収する。

##### (復学)

第23条 学則第28条により、休学期間中に休学の理由がなくなったときは、その理由を記して保証人連署の上、校長に願い出、許可を受け復学することができる。

#### 第5章 改廃

##### (改廃)

第24条 本規程の改廃は、教員会の議を経て校長が決定する。

##### 付則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

2. この規程は、2007年4月1日から施行する。

3. この規程は、2008年4月1日から施行する。

4. この規程は、2009年4月1日から施行する。

5. この規程は、2010年4月1日から施行する。

6. この規程は、2011年4月1日から施行する。

7. この規程は、2012年4月1日から施行する。

8. この規程は、2014年4月1日から施行する。

9. この規程は、2015年4月1日から施行する。

10. この規程は、2015年5月15日から施行する。

11. この規程は、2020年4月1日から施行する。なお、2019年度以前の入学者については、従前の規程による。